

○琉球大学理工学研究科学生表彰規程

平成19年2月22日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学大学院学則第57条の規定に準じて、理工学研究科長賞として、学生の表彰を行う際の必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は次の各号のいずれかに該当する個人に対し行う。

- (1) 学術研究あるいは専門的能力等で高い評価を受けたと認められるもの
- (2) 学術研究あるいは専門的能力等に関して本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (3) その他前2号と同等と認められるもの

(被表彰者等の推薦)

第3条 被表彰者等の推薦は、博士前期課程及び後期課程の学生の所属する専攻主任から研究科長に推薦書を提出することにより行う。

2 前項の推薦に当たっては、専攻会議の議を経なければならない。

(選考)

第4条 被表彰者の選考は、原則として専攻主任会議による。

(表彰の決定)

第5条 研究科長は、専攻主任会議の選考結果を研究科委員会に諮り、その議を経て表彰を決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、原則として修了式の日とする。

(表彰の方法)

第7条 研究科長は、表彰を決定したときは、研究科長賞を授与する。

2 前項の研究科長賞には、記念品を添えることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月22日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(申し合わせ事項等)

1. 表彰の実施に当たっては「琉球大学学生表彰に関する実施要項」を準用する。
2. 博士前期課程および後期課程の各専攻主任からの推薦は原則として1名とする。
但し、学長賞を受賞する者は候補者から除くものとする。
3. 表彰実施の手配および記念品等の費用出費は、研究科長の所属する学部で行うものとする。
4. 賞状の文言：

理工学研究科長賞

専攻

氏名

あなたは理工学研究科において

研究に励み優秀な成果を修めました

ここに功績をたたえ表彰します

令和 年 月 日

琉球大学理工学研究科長 氏名